

周防大島町告示第6号

令和8年第1回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

令和8年1月23日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和8年1月27日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

占部 智子君

浅原 賢潤君

山根 耕治君

栄本 忠嗣君

岡崎 裕一君

山中 正樹君

白鳥 法子君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和8年 第1回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

令和8年1月27日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和8年1月27日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)) (質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第2号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算(第6号) (質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第3号 令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第2号) (質疑・討論・採決)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)) (質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第2号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算(第6号) (質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第3号 令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第2号) (質疑・討論・採決)
- 

出席議員(14名)

1番	占部 智子君	2番	浅原 賢潤君
3番	山根 耕治君	4番	栄本 忠嗣君

5番	岡崎 裕一君	6番	山中 正樹君
7番	白鳥 法子君	8番	田中 豊文君
9番	新田 健介君	10番	吉村 忍君
11番	久保 雅己君	12番	小田 貞利君
13番	尾元 武君	14番	荒川 政義君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	岡原 伸二君	議事課長	林 祐子君
書記	末武 良浩君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 浄孝君	副町長	山中 茂雄君
教育長	星野 朋啓君	病院事業管理者	石原 得博君
総務部長	木谷 学君	産業建設環境部長	松村 浩君
健康福祉部長	中村 晴彦君	下水道部長	藤本 倫夫君
統括総合支所長	辻田 建一君	会計管理者	宮崎由紀子君
教育次長	中原 藤雄君	病院事業局総務部長	木村 稔典君
総務課長	梅木 義弘君	財務課長	今尾 勝則君
政策企画課長	堀脇 国輝君	商工観光課長	前崎 好恵君

---

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和8年第1回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、岡崎裕一議員、6番、山中正樹議員を指名いたします。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先ほど開催されました議会運営委員会において協議の結果、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

---

## 日程第3. 提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第3、提案理由の説明に入ります。

提出議案について、町長より説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。本日は、補正予算に関するものについて御審議をいただくため、令和8年第1回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本日提案しております案件は、報告に関するもの1件、補正予算に関するもの3件の合計4件であります。

報告第1号は、工事請負変更契約の締結について、専決処分をいたしましたので、これを報告するものであります。

議案第1号は、解散により急遽行われることとなりました衆議院議員総選挙にかかる執行経費を措置するため、令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）を専決処分により処理したことについて、議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）であります。今回の補正は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加や、補正予算の追加内示などへ対応すべく関連経費を計上するもので、既定の予算に3億1,449万3,000円を追加し、予算の総額を165億5,931万6,000円とするものであります。

議案第3号は、令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）であります。今回の補正は、収益的収入及び他会計からの補助金を補正するものであります。

以上、議案の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは私または関係参与が御説明

いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第4. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）、執行部の報告を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 報告第1号工事請負変更契約の専決処分の報告について補足説明をいたします。

令和7年度 和田漁港海岸保全施設整備工事につきましては、令和7年6月10日にユタカ工業株式会社と仮契約を締結し、令和7年第2回定例会において御議決を賜り、令和7年6月27日を本契約とし工事を施工いたしました。

本工事は、和田地区の海岸保全区域において、台風や高潮時の越波から、護岸背後地の人命や財産また国道を守るため、離岸堤を整備するものでありますが、事業進捗を図るため入札差金を充当し、施工延長を増工したことにより増額となりました。

つきましては、原契約の工事請負代金7,953万円に79万7,500円を増額した8,032万7,500円とする工事請負変更契約を、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年1月14日に専決処分させていただきましたので、同法同条第2項の規定により御報告いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

---

#### 日程第5. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

補足説明を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて補足説明をいたします。

御承知のとおり、令和8年1月19日に内閣総理大臣から、令和8年1月23日に衆議院の解散を宣言し、令和8年1月27日公示、令和8年2月8日に衆議院議員総選挙を執り行う旨の表明がありました。

これを受け、総務省から衆議院の解散に伴う総選挙の執行について遺漏のないよう万全を期すよう事務連絡がありまして、早急に選挙に要する経費を予算化する必要が生じたところでございます。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございましたので、2ページのとおり、令和8年1月19日に地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

3ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に1,972万2,000円を追加し、予算の総額を162億4,482万3,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

15款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金は、衆議院議員選挙委託金でございまして1,909万6,000円を新たに計上いたしております。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金を62万6,000円取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費4項選挙費に、新たに4目衆議院議員選挙費を設け、報酬をはじめ選挙に要する経費につきまして、総額1,972万2,000円を計上いたしております。なお、財源内訳で一般財源62万6,000円が生じておりますのは、備品購入費で購入予定をしております投票用紙自動交付機につきまして、他の選挙でも活用することが想定されることから、負担割合のルールによるものでございます。

以上が、議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 令和6年10月の周防大島町長選挙と周防大島町議会議員選挙も同日選挙だったと思うのですが、そのときの予算と比較をするとどうなのか、御答弁をいただきたいと思っております。

今、御説明がありましたけれど、備品購入費が140万8,000円で財政調整基金の取り崩しで62万6,000円ということですが、負担割合を調整すると、要するに自動交付機を購入するための予算ということになると思うのですが、そこはどのように負担割合を調整するのか、

もう少し分かりやすく御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま田中議員から御質問いただきました衆議院議員総選挙と、前回の周防大島町長選挙と周防大島町議会議員選挙との比較というところでございますが、今回の衆議院議員総選挙につきましては、山口県知事選挙と同日執行、要は同日投開票日ということで、選挙期間が重複しております。その関係で、国や山口県の通知の中でも、按分できる経費については、按分できるように掲示をしてほしいという通知もなされたところでございます。

そういった中で、本町といたしましては、票数が、衆議院議員総選挙で小選挙区選挙と比例代表選挙と最高裁判所裁判官国民審査の3票、山口県知事選挙で1票、都合4票あるということで、4分の1と4分の3という経費の按分をさせていただいております。その関係で、前回の周防大島町長選挙と周防大島町議会議員選挙とでは少し経費が落ちているという予算要求とさせていただいております。

ただ、2年前の衆議院議員総選挙のときには、その按分の作業ができずに満額計上させていただいておりましたので、今回とかなりの差額が出ているというところでございます。

それから、備品購入の按分、これにつきましては、今回、購入予定としております投票用紙の自動交付機、こちらは全ての選挙で使用可能という備品になりますので、選挙が国政選挙で2つ、それから県政選挙が2つ、町の選挙が2つあります。そのうち票数でいきますと、国政選挙が5票、県政選挙が2票、町の選挙が2票ということで、全てで9票ありますので、国の選挙が9分の5、地方の選挙が9分の4ということになりますので、国の選挙で負担する経費が9分の5ということで、9分の4が地方自治体の負担となります。

本来であれば、県の選挙で9分の2を負担していただけるはずですが、県ではそれが負担できないという通知がされておりますので、致し方なく町で9分の4を負担しているというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 補正予算を拝見いたしますと、9ページの右側の職員手当等の中で時間外勤務手当が739万8,000円計上されております。これは何人の何時間分と受け取ったらよいのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま白鳥議員から御質問いただきました、時間外勤務手当の根拠というところでございます。

基本的には選挙事務に従事する職員全て、選挙管理委員会事務局、それから当日の投開票事務

と期日前投票の事務、これらに従事する職員の時間外勤務手当ということになります。この予算を組むときに、それが何人になるかというところは確定的な数字はまだ出せておりませんでしたので、概数でというところでの積算になりますが、それでいきますと、人数、延べ人数になりますが合計で333人で、単価につきましては平均して約3,000円の単価で計算をしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第5号））、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

---

## 日程第6. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第2号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

補足説明を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 議案第2号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明をいたします。

令和7年12月16日に、国の令和7年度補正予算が成立し、強い経済を実現する総合経済対策として、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現などが掲げられ、物価高対応子育て応援手当の支給や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加などが盛り込まれたところでございます。

町といたしましては、これら国の補正予算に伴い追加内示となります案件の早急な実施に向けまして、関連経費の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に3億1,449万3,000円を追加し、

予算の総額を165億5,931万6,000円とするとともに、第2条において地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございまして、推奨メニュー事業分として交付限度額であります2億5,474万5,000円の計上となっております。

2目民生費国庫補助金は、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金2,154万円及び物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金130万6,000円の計上でございます。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金は、水産物供給基盤機能保全事業補助金といたしまして1,420万円の計上でございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金を2,460万2,000円取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行うものでございます。

21款1項町債5目過疎対策事業債につきましては、漁港漁場機能高度化保全事業にかかる国庫補助金の充当率上昇等との調整に伴う190万円の減額補正でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、物価高騰対応重点支援生活応援給付金事業は、食料品の物価高騰に対する特別加算分への対応事業といたしまして、住民1人あたり生活応援給付金6,000円の現金給付を行う経費、総額8,790万9,000円の計上でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の介護保育等物価高騰対策支援金給付事業は、物価高騰の影響を受けた町内の介護事業者、障害福祉サービス事業者及び私立保育事業者等に対し支援金を給付する経費といたしまして3,237万5,000円の計上でございます。

9ページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の物価高対応子育て応援手当事業は、物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、ゼロ歳から18歳までの児童1人あたり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給する事業でありまして、各種経費の総額といたしまして2,284万6,000円を計上いたしております。

5款農林水産業費3項水産業費3目漁港管理費の漁港施設整備事業につきましては、漁港機能保全事業への追加財政措置を要望していたところ、国の補正予算による追加内示を受けることとなったことに伴いまして、浮島漁港江ノ浦浮棧橋機能保全工事及び油田漁港情本浦物揚場機能保全工事に対する工事請負費1,507万円を追加計上し、事業の進捗を図るものでございます。

なお、あわせて財源調整も行っております。

6款1項商工費2目商工業振興費の物価高騰対応重点支援生活応援事業は、物価高騰の影響が続く中、町民の生活を支援するため、住民1人あたり1万円の町内で広く利用可能な商品券を発行する経費といたしまして、総額1億4,395万9,000円の計上でございます。

10ページをお願いいたします。

12款諸支出金1項繰出金は、病院事業特別会計繰出金の増額でございまして、山口県が実施予定の医療機関等への物価高騰対策支援から公立病院等が対象外とされていること等を鑑み、光熱費及び食材料費高騰対策支援といたしまして、繰出金1,233万4,000円の追加補正でございます。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でございます。

続きまして、3ページにお戻りいただきたいと思っております。

地方債の補正でございまして、過疎対策事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、議案第2号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます、補足説明とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第2号、質疑はありますか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私が議員になる前に、議会の前に議案の資料を見せてくださいと申し上げた、お願いした際には、開会までは議案資料は議案資料ではないから見せられないということで、そういうものだろうと思ってきましたが、先日また報道がされまして、今回の議案の内容が詳しく報道されています。この件についてはもう再三申し上げているので、今さら申し上げませんが、大変よく分かりました。報道のおかげで中身はよく分かりましたので、それを前提に質問をさせていただきます。

まずは、1万円の商品券と6,000円の現金について、これはなぜ、1万6,000円の現金または商品券——それぞれ理由はあると思いますけれど、一本化しなかった理由を教えてください。

商品券については、コロナ禍以降、何度も配付されてきたと思います。コロナ禍以降の何年か分で結構ですので、その商品券による支援事業の回数と予算額、決算額と、経済効果はどういったものが、経済効果に限らず、効果はどういったものがあったのか、そういったことを端的に、御答弁をいただきたいと思っております。

もう1点は、病院事業局への繰出金がありますけれど、これ今、物価高騰対策支援の一環として行われるのだと思いますけれど、これは病院事業局が対象になったというのは、どのような理由からなのか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） ただいまの田中議員の御質問の1点目についてお答えいたします。

まず、なぜ現金と商品券に分けて支給ということになったのか、なぜ現金の一本化の形での支給ではなかったのかという御質問でございますが、まず、食料品の物価高騰の影響を受けた住民を迅速に支援するために、国の交付金の推奨事業メニューのうち、食料品特別加算の部分については、もともと国がおこめ券を想定していた部分でございますが、支援の形を少しでも早く住民の皆様にお届けすることが求められておりますので、速やかに支援を開始できる現金給付といたしました。

そして、支援の第2弾といたしまして、生活者支援と町内の経済活性化を図るべく、交付金の推奨事業メニューの消費下支え等を通じた生活者支援分といたしまして、1万円の商品券を配付することといたしました。これにより切れ目のない継続した支援を行っていけるということで、このような形の給付となっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 田中議員からの2点目の御質問にお答えさせていただきます。

今回、重点支援地方交付金を活用して、山口県が行う医療機関、社会福祉施設に対する光熱費等の対策支援の補助金と、物価高騰に対する食材料費に対する補助金がございますけれども、この県からの補助金につきましては、民間の事業所を対象とする補助金でございます。そこで今回、この山口県の補助金の状況、内容、こちらを参考にさせていただいて、町に補助金の支援をお願いしたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） これまでのクーポン券等の回数が、今回を合わせて4回目です。過去の2回分が大体効果として93%から95%の利用率があるというのが効果だと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 現金で早くということだったのですけれども、今の時点が最短最

速ということによろしいのか。もっと早く支給しているところもあります。早くというのであれば、もっと早い段階で、年内とか昨年の段階でできたのではないですか。今回同時に議案に上げて、支給時期がずれるというのは町側の事情で、今言われたように早く支給したいというのであれば、なぜもっと早く支給できなかったのか。もう制度的にできなかったということによろしいですか。そこを確認させてください。

商品券は、今回で4回目、うち2回とは過去の分は分からないということですか。利用率が95%あったということで、もうそれはいいのですが、私がお聞きしているのは、実際の経済効果というのはどれぐらいあったのか。予算をこれだけかけて、その経済効果はどれぐらいあったのか。その辺の検証はされていますかということを知りたいのですが、もう1回御答弁をお願いします。

あと、病院事業局については事情は分かりましたけれど、要するに病院事業局からの要望で、今回の対象にしてもらったということですが、私がお聞きしたのは、病院事業局から要望したということではなくて、この制度を支給する側として、何で病院事業局が物価高騰対策の支援の対象になって、ほかの同じ公営企業の例えば水道事業、下水道事業、そういったところは対象になっていないのかというのがあるので、その辺の切り分けをした理由を受ける側ではなくて、出す側から御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 1点目の早く現金給付の対応ができるのではないかとというような御質問だと思いますが、まず、国の動きといたしましては、令和7年11月の半ばにこのような重点支援地方交付金ということを考えているという旨の通知は、まず令和7年11月17日発信で国から通知を受けているところでございますが、それで内々でこれに対応すべく、どういう面のことかいいだろうかとすることは検討してまいりました。御存じのとおり、国会で補正予算が成立したのが令和7年12月16日、ここで周防大島町への約2億何がしかの交付が正式に決定したというところで、そこから速やかに対応してきて今回の補正の要求になったというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） クーポン券の経済効果ということですが、今、手持ちになるので額的には分かりませんが、1回目、2回目のクーポン券は、1,000円以上購入ごとに500円の券1枚使用という使い方でしたので、額面の倍の経済効果があったと考えております。3回目、令和7年度については、額面プラス1円以上という利用の仕方であったと思いますので、それについては今、まだ経済効果については把握しておりません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） ただいまの病院事業局に物価高騰の支援をして、水道事業、下水道事業には出さないのかという趣旨の御質問だと思います。

まず、公立病院、市町村立病院については、今回県が支援の対象としない。これはもともと厚生労働省の医政局が補正予算をつけておりまして、今、病院事業局は報道もされていますように、全国的に非常に厳しい経営状況でございます。物価高騰、燃料費高騰に対して診療報酬の上昇が来ていないので、多くの病院が赤字となっております。そこに対しては、本来は診療報酬で対応すべきところでございますけれども、国は迅速性の観点から、今回の補正予算で病院に対して支援をするという決定をしたところではあります。

この国から来る支援金でございますけれども、都道府県分と市町村分がございます。市町村立の医療機関については、市町村に交付した交付金で対応するという原則のもと、県としては、市町村立病院は市町村の交付金で対応する。この制度設計は国がしております。その制度設計した国の単価等に基づいて積算したのが今回の金額でございます。同様な積算について、水道事業、下水道事業についてはございませんので、病院事業局にのみ対応しているという状況です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 商品券の検証はされているということだったと思うのですが、もう1回確認させてください。今手持ちにはないけれど、きちんとこれまでの分も検証はされているということかどうなのか。

もう1つ、事業者の支援制度、高齢者施設が対象と見受けられるのですが、ほかの分野の例えば農林水産業とか、医療も今の町立病院は支援するけれど、民間の医療事業者、それからほかにも製造業とかいろいろ分野がありますけれど、その辺の支援の対策というのは必要ないというお考えでよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 利用率や効果または利用者からの声等、そういったものはしっかりまとめております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員の御質疑の件ですけれども、この商品券を活用していくことによって、地域全体の経済効果を生んでいくということを考えております。よって、この福祉の分野においては、やはりそういったところとは離れています。そしてまた、衣食住を伴う事業でありますので、そういったところを支援し、そして商品券によって、他の事業者の皆さんに行き渡

るということを想定しているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 私も気になっていたのが、全住民に2つのメニューを現金と商品券に分けて、2つの手段で行うということで、これを一本化すれば経費率が下がると考えられます。

試算してみると、現金給付の経費率は10%程度で870万円、商品券事業の経費率は4%程度で約560万円というように数字上はなります。また、ほかの自治体で既に支給されているところで、このように分散させたような、全住民を対象としたような事業をやっているところは見受けられませんでした。やはり年度末でほかの業務もたくさん入っている中で、住民が便利なようにということと事務の効率化を考えられていると個人的には考えているのですけれども、こういったように2本に分けることで経費率が高くなってしまい、実際に1本にすればもう少し手元に届く金額が多くなるのではないかとということも検討されたのかどうか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 今回の支援金を使って対応することについて、現金と商品券の2つに分けて経費がかさむのではないかとということの御質問だと思います。

言われていることは十分理解はできますし、そのことについては否めないこともあるかと思いますが、最初の答弁にあったとおり、今回国からの推奨事業メニューの中で、まず食料品特別加算が別にごさしまして、それについてはとにかくスピーディーに支援をするということで、国の補正予算成立後に直ちに行動し、水面下ではいろいろ考えてはおったのですが、スピーディーに、国の補正予算が成立して動き始めて今日に至ったわけですけれども、これについて、まずはとにかく早く現金給付ということで対応したかったということがまず1点。

それで、第2弾として生活者支援と町内の経済効果を考えたということで商品券で、まずとにかく早く第1弾として現金給付をしたかった。その後にはしっかりとした対応ということで商品券の対応を第2弾ですという考えで、このような状況になったところでございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

それでは、迅速にという部分ともう1つ違う観点で2つ質問をさせていただきますが、マイナンバーカードに公金受取口座を登録されて紐付けておられる方がたくさんおられると思いますが、そういった方がどのぐらいおられるのか。また、現金給付よりもマイナンバーカードを使えば早いと思うのですが、これまでと同様にそれをしない理由というのを教えてください。

また、先ほどの衆議院議員総選挙のことで時間外でざっと2,646時間分がこれから職員に降りかかる。もともと山口県知事選挙で3,340時間分と、先ほどの単価を参考にすると算出

しております。現金給付の事業で時間外は216万円分積み立てられておりまして、これは3,000円で計算すると720時間分となります。こういった職員の業務負担との兼ね合いも考えておられるのかどうなのか。町民優先でそういったスピーディーなことを考えておられるのか。

以上、教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） まず現金給付にかかる支給の方法でございますが、申請書を全家庭に郵送し、それで受取方法を確認いたしますが、その手段といたしましては、先ほどおっしゃられたようにマイナポータルの中で公金受取口座を指定している方については、希望するというチェックを入れてもらうなりということで対応ができるようにしたいと考えております。

なお、今、どれぐらいの方々が登録しているかというのは、今手持ちがございませんし、私、理解しておりませんのでここでは控えさせていただきたいと思います。

時間外につきましては、現金給付の部分は総務部で対応するのでございますが、御存じのとおり、今、総務課というか——選挙管理委員会では選挙の対応に追われている。また、財務課は予算の策定の関係で追われている。これから税務課は確定申告等々で大変な状況での業務となるわけですが、ここはみんなが踏ん張って、就業時間後や土日等時間外で、人力を集結して何とか対応して早く発送できればと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。様々な計画の策定も大体この時期にまとまっておりますし、ぜひ、通常業務に支障がないような配慮を何とかしていただけたらと思います。ぜひマイナンバーカードのことも普段から把握されて、こういったときに効率的に使えるのかというのを今後より考えていただけたらと思うので、こちらは御提案というか、要望として申し添えます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） このたびの現金給付と1万円の商品券ですけれども、たまたま新聞を見ていなくて、先ほどの説明でも現金給付がいつになるのか、商品券がいつになるのか。今、ネット検索しますとあわせて給付すると新聞記事では出ていました。新聞記事は最初の200文字ぐらいしかネットで見られないので、そこまでしか出ていなかったのですけれども、そこまでを見るとあわせて給付するというようにしか見えないので一緒に給付されるようなイメージになってしまうのですが、それぞれの時期を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） まず、現金給付の支給時期についてでございますが、まずこれから補正予算の御議決をいただいたら令和8年2月の中旬ぐらいには申請書の発送をしたいと考えております。その後、申請書が戻ってきて取りまとめまして、支給自体は遅くとも令和8年3月中には支給を開始したいと考えております。また現金給付は迅速とにかく早くということで考えておりますので、年度内からの支給ということで考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 商品券を年度内と聞こえたのですけれども、今、左右から漏れ聞こえてくる情報によると少し違うのではないかと思いますけれども、もう1度確認をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 私の説明が要領を得ず申し訳ありません。今の説明は、現金給付についての御説明をさせていただいております。商品券については、商工観光課の担当になりますけれども、現金給付とはまた違う時期での配付になるかと思えます。

○議長（荒川 政義君） 前崎商工観光課長。

○商工観光課長（前崎 好恵君） 商品券の配付の時期につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

商品券の配付につきましては、令和8年5月中に全住民の方に郵送でお送りさせていただく予定としております。利用期間につきましては令和8年6月1日から令和8年11月30日までを予定しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 確認ですけれども、現金給付が令和8年3月中に、商品券が令和8年5月中にということでございましたけれども、これは住民登録がいつの時点でというものがあつたかとは思うのですけれども、それぞれについてその期限というか、住民登録の期日が決まっているのであれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 現金給付については、令和8年1月27日を基準日としております。令和8年1月27日時点で本町の住民基本台帳に登録されている方が対象となります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 前崎商工観光課長。

○商工観光課長（前崎 好恵君） 商品券につきましては、令和8年4月10日現在、住民基本台帳に住民登録のある方を対象とする予定でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 当初、この商品券と現金給付を行うにあたって、水道料金に引き充てができると聞いておりました。それが一番経費もかからずに即座に九十何%の水道利用者に行くと思っていたのですが、それができなかった、対象にならなかったのかどうか分かりませんが、できなかった理由をまず教えてください。

○議長（荒川 政義君） 山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） ただいまの水道料金に充てることはできなかったのかという御質問ですけれども、実は柳井地域広域水道企業団とも協議をさせていただきましたけれども、事務的に非常に煩雑となるということで難しいという結論に至ったため、このような予算の対応とさせていただくこととなりました。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 難しいから、煩雑だから対応ができないのはおかしくないですか。2か月に1回ずつ戸別に分けて、水道料金を請求しています。毎月データを入れます。3,000円の使用をしたその基本料金の部分を外すだけの手間がそんなに難しいのですか。煩雑にもならないと思うのですけれども、もし仮に煩雑になって手間がかかって人件費が必要というなら、職員を1か月でも出したらいい。人件費にしても四、五十万円できます。非正規職員を今雇っている人の人件費が大体月に20万円ぐらいですか。1か月出しても20万円です。そういうことは考えなかったのですか。

その都度その都度、商品券にする、現金にする、何にするかと——前はクーポン券もあったのですが、その都度、ばたばたしているような気がする。もう少し町民が、今、何を望んでいるのか、もしそういう予算があるのならどういものをしてほしいかというデータなりを取って、その都度、ばたばたしないような方法を考えたほうがいいと思うのですが、その辺のところをまず考えてやったかどうか。経費的に、例えば人件費1か月分を充てることによって水道料金ができるのではないかと思う。僕だったらそのように考えるのですが、その辺を本当にやらなかったのか、できなかったのかという部分をお願いします。

それと、質疑は3回しかないので——。

今、クーポン券とか商品券の話が出ましたが、今回で4回目ということで、いろんな苦情が前回も——、前回の物価高騰こども子育て世帯応援クーポン券の部分はそうでもないと思うのです

が、一般住民に配ったものはいろいろな苦情が出ると思う。

町長は、経済効果も期待して商品券をやると言っていますが、実際に経済効果は本当にあるのですか。前は5,000円分のクーポン券を全町民に配ったとき、うちはほとんどの買物を柳井市でしています。東和地区にはほとんど買うところがありませんから、御飯を食べるところも2か所ぐらいしかない。農協が2か所で、その1か所の伊保田の農協もなくなる。その中で普通に柳井市が8割、久賀地区が2割ぐらいの感じで東和地区の人は買物をしていると思う。

商品券とかクーポン券をもらっても、久賀地区で買物をするときの代替えで使うクーポン券で、新たにクーポン券をもらったから新しく町内で何かを買おうと思う人はほとんどいないと思う。そういうことを町民にアンケートを取るなりして、今後に生かしていくべきだと思うのですが、その2点についてお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 小田議員御指摘のとおり、この物価高騰の支援をどのような形にしていけば町民の皆さんに利用していただけるか、活用できるのかということは、常に我々も協議を重ねているところでございます。

小田議員におっしゃっていただいた水道料金の減免という形、周防大島町でも取ったことがございます。そして、今副町長も申したとおり、柳井地域広域水道が経営統合をしまして、そういった事務的な煩雑ということもございましたけれども、それとともに、水道料金の減免についても町民の皆さんから水道料金の減免よりも、例えば経済全体に行き渡るような形のほうがいいのではないかとというような声もいただいているところもあります。

もちろん水道は一番のライフラインでありますので、そこを手厚く支援すること、これも大切だと思ってしっかりと協議はさせていただいたところでございます。

そして、商品券がなかなか使いづらいというお声もいただくこともございます。

ただ、まず1万円の商品券、そして6,000円分の現金を合わせて1万6,000円ということでございますけれども、これを全て現金給付にすればそれこそ費用が軽減されるということもあるのですが、現金にしてしまうと町外で使ってしまうということ、そしてまた、貯蓄に回るのではないかとということもまず考えました。速やかに皆さんに使っていただくということを考えたときにおこめ券相当、食料品の物価高騰分ということで6,000円が妥当な額として速やかに現金で振り込むということもまず選択しました。

そして、それは振り込むだけではなく、今、周防大島町で活用しております公式LINEがありますけれども、申請書等を送り返してもらう前にLINE申請を、本町のデジタルの部署をしっかり活用してLINEでつながっている方には、町に口座情報をLINE申請していただいて、それで振り込めるのではないかとということも想定をしてやっているところでございます。

小田議員御指摘のとおり、商品券等は場所によっては使いづらいということも——こちらもさらにお店を増やしていくとかそういったことも改善していかないといけないと思うのですが、何より町内の経済の効果、これを目指しているところでございます。

やはり、これだけ大きな額を皆さんに御支援をすることによって、やはり町内の使えるところでしっかり使っていただければ町への税収も期待できるところでございます。そして、また各事業者の皆さんにしみ渡っていくということを期待しているというところでございますので御理解をいただければと存じます。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 経済効果は町長はあると思っているのですが、本当はないと思う。町内で僕らが買物をするといったら農協でガソリンを入れるか、たまに久賀庁舎に行ったときに久賀地区のスーパーで買物をするくらいです。あとはほとんど柳井市で、1週間に1回なり嫁が買物に行って買って来たり、ガソリンで使うということです。商品券をもらっても、これは町内でしか使えないからガソリンを入れるときに使う。スーパーに行ったときに使うというだけということは、経済効果にならない。もともと現金で買う部分しか使わないわけです。この辺のところの認識が違い過ぎるので、ぜひ町民の皆さんにデータを取って何が一番求められているかということをやって、経済効果を本当に考えるのだったらクーポン券——LINEとかPay Payとかのいろいろなポイントが——例えば、食在周防あらかわに行ったらこのポイントが10%つくとか、そういう感じのことをやらなければ本当の経済効果にならない。柳井市に行くより町内が得と思わさなければ駄目です。クーポン券を配るだけ、商品券を配るだけでは何にもならん。その辺をぜひ検討していただきまして、いろいろ広く意見をいただきまして今後に生かしていただきたいと思ひます。

水道料金もそうですが、柳井地域広域水道企業団になったからできないようになったのであれば、もうやめてほしいです。それならば、岩国市にくっついたほうがいいのではないかと思う。

そういう、本気で将来のことを考えた方法で、現金給付が本当は一番簡単で、一番田舎には向いているのではないかと思う。今のLINEで申請とかそういうことを今から先は絶対やらなければいけないと思うので、その辺のところをぜひ前に進めていただけるようお願いしまして質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 先ほどの小田議員の質問にも関連するのですが、今回の商品券の資料を見ますと、町内で広く利用可能という表記になっております。具体的にどういった商店なり、サービスなりで利用が可能なのかというところを質問したいと思ひます。町内の個人商店ですとか個人経営のところとかそういうところはもちろん使えると思うのですが、

コンビニエンスストアであったり、ドラッグストア、特にJA——農協です。そういうところで使えるのかどうなのか、そこを質問したいと思います。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） ただいまの商品券の利用できる店舗、それは今から募集します。商工会で募集をかけますので、それに手をあげていただいたお店で利用できる。今までと同じような方式を取っていきます。前回は約240店舗で、これぐらいのお店で利用できるようになっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 募集をかけたときに周防大島町以外に本店なり本社のある企業、そういったところは参加できるのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 町内に店舗があるところで利用できます。本社とか支社とかそういうものは関係ございません。ただ周防大島町内に店舗を有するところという形です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） そうすると私が最初の質問で申し上げましたコンビニエンスストアであったりドラッグストア、ホームセンター、それからJA、そういったところでも使えるという理解をいたしました。ぜひ進めていって、周防大島町の経済発展のために役に立つ、そういう施策にしていいただければと思います。

私からは以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時43分休憩

.....  
午前10時54分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----  
日程第7. 議案第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第3号令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第3号令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

この予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について一般会計からの繰入金を補正するものです。

第1条は総則でございます。

第2条の収益的収入及び支出では、収入につきましては国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、一般会計からの繰入金による他会計補助金の増加により収入合計で1,233万4,000円を増額補正し、42億413万6,000円としております。

2ページをお開きください。

第3条の他会計からの補助金につきましては、先ほど第2条で御説明しました一般会計からの繰入金による他会計補助金の増加により収入合計で1,233万4,000円を増額補正し、12億2,417万3,000円としております。

以上が、議案第3号令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第3号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 先ほどの議案第2号で病院事業局から要望してこの繰入れを受けるとのことですが、この1,233万4,000円という金額がどのように算出されたのか。その使途、歳出が分かりませんので、これで物価高騰対策のためにどういう経費として使われるのか、その辺の算定根拠を教えてくださいと思います。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） 田中議員から算定根拠について御質問をいただきました。

算定の仕方につきましては、先ほど少し説明させていただいておりますが、山口県で同様の支

援事業がございまして、その算定基準を参考にさせていただいたところでございます。

まず、医療機関等光熱費高騰対策支援事業として3医療機関に対して1医療機関ごとに13万円プラス4万円掛ける病床数をそれぞれ合わせたものとなっており、東和病院が409万円、橘医院が13万円、大島病院が409万円という内訳になります。

次に介護施設に対する光熱費高騰対策支援事業につきましては、まず入所系の介護老人保健施設さざなみ苑、介護医療院やすらぎ苑になりますが、定員が61名以上、それと41名から60名という基準がございまして、61名以上が介護老人保健施設さざなみ苑になりますけれども52万円、介護医療院やすらぎ苑につきましては33万円になります。あと、いわゆる通所系で、病院事業局では、介護医療院やすらぎ苑、介護老人保健施設さざなみ苑におきまして通所リハビリテーション（デイケア）を行っており、この通所系に対しまして1事業所あたり16万円、あと、訪問相談系、こちらが居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、それぞれ1事業所あたり8万円というものがございます。

次に医療機関に対する食材料費高騰対策支援事業、こちらにつきましては病床数に1万3,200円を掛けたものとなりまして、東和病院・大島病院それぞれ病床数同じでございますので、103万6,800円という数字になります。

これらを合わせまして先ほどの1,233万4,000円ということでございます。

算定根拠につきましては、繰り返しになりますけれども、山口県で民間事業者に対して出す数字を参考にさせていただいたところでございます。

それともう1つ、この補助金の使途ということでございます。

特段この補助金をいただいたことによって新たに支出をするということではございません。食材費、光熱費等、いわゆる使用料が増えているというところの部分についてこの補助金を対象とさせていただいているという考え方の整理とさせていただいているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この算定根拠は民間事業者を対象とした県の基準を使われているということですが、この県の基準では民間事業者しか対象にならない、公立病院は違うので除きますということなのに、この基準を採用して算定するということは、その是非といいますか、適正性というのとは問題ないのか。

公立病院と民間事業者では置かれた環境は全然違うと思いますので、それをそのまま適用するということがいいのかどうなのか、問題ないのか。今の御説明では何に使うということはないというような——結局、病院事業局全体の事業費の中に溶け込むのか、それとも、この算定自体は光熱費と食材費に基づいてされたということなので、単純に考えれば光熱費とか食材費に使われるべきものだと思う。

要するにこの物価高騰対策として上乘せされるお金となるのか、物価高騰対策としての成果に結びつくのかどうかというのを聞いているので、そこについてどういう想定をされているのか。もう1回御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（木村 稔典君） まず、この算定の仕方が適正かどうかというところでございます。

先ほど副町長からも答弁がありました民間事業者については県が対応する、公立医療機関については市町村が対応するというので厚生労働省が考えられているものということでございますので、算定根拠について一定程度この方法でよいという認識でございます。

あとは、この使途でございます。明確に、先ほどありましたこの補助金を活用して光熱費を払うということを紐付けすることはなかなか難しいところはございますが、実際、光熱費等は高騰しておりまして、前年度と比較しても一定程度増える想定でございます。今、手持ちでどれくらい増えるかという試算したものは持っておりませんが、そういったものの財源として活用することになるという予定でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 切り分けができないというのはこの1,233万4,000円でしたか。予算の根拠がどうなのかということを私は申し上げている。

要するに物価高騰対策として必要なお金だから要望したわけで、それが物価高騰対策として使われなければそれは、この予算の根拠として不十分であると言わざるを得ませんが、もらうものをもらったら、あとは病院事業局が自由に使うということで、町長部局もそういうことでいいのですか。

○議長（荒川 政義君） 山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） ただいまの町立病院に対する物価高騰に対する交付金についてのお尋ねでございます。

まず、この病院における収入というのは診療報酬制度、これは国の制度でございまして公定価格でございます。これは全国どのような病院に行っても単価が決まっております。そして、先ほど木村病院事業局総務部長は民間事業者と言いましたが、正確に申しますと公的医療機関、日本赤十字社とかそういう公的医療機関に対しても県は補填をします。今、補填と申し上げましたのは、診療報酬制度といいますのは、先ほど答弁させていただきましたけれども、国が2年ごとに改定する診療報酬の単価でございます。これについては、全国どのような病院でも先ほど申し上げましたとおり、同じ金額でございますが、物価高騰に燃料費高騰等に今対応しきれていない。そのために高騰した費用に対する一部の補填という考え方で、緊急的に国が補助をするというも

のでございます。

もう既に皆さん報告で御存じだと思いますけれども、病院事業局は大赤字でございます。

赤字の要因は当然人口減少、患者の減少がございますけれども、物価高騰も赤字の要因でございます。そちらに対する一部補填という考え方で整理をしていただければと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、令和8年第1回臨時会を閉会いたします。

○事務局長（岡原 伸二君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時08分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 岡崎 裕一

署名議員 山中 正樹

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員